

## 「滋賀県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画書」の策定について

### 1 目的および根拠

安全な畜産物の安定供給、動物の愛護や適正な飼育、高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫の防疫措置等の危機管理など、要求される獣医療水準は年々高まりをみせている。

これに対応するため、平成22年8月、国により「獣医療法(平成4年法律第46号)」第10条の規定に基づき、獣医療を提供する体制の整備を図るための「基本方針」が定められた。これに伴い国は都道府県に対し、同法第11条に基づき「県計画」を定め、平成23年度中に公表することを求めている。

### 2 計画の期間

平成23年度～平成32年度(10年間)

### 3 「県計画」の概要

国が定めた「基本方針」の内容に即するもので、以下の項目について定めるものとする。

- (1) 獣医療をめぐる情勢と獣医療提供体制の整備計画に関する基本方針
- (2) 産業動物分野および公務員分野の獣医療を提供する地域区分
- (3) 産業動物分野および公務員分野に携わる獣医師の確保に関する目標
- (4) 産業動物分野および公務員分野における診療施設の整備に関する目標
- (5) 産業動物分野および公務員分野における獣医療関連施設の機能・業務の連携
- (6) 獣医療に関する技術の向上
- (7) その他獣医療を提供する体制の整備に関する必要な事項

# 滋賀県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画書（案）

## 【概要版】

### 第1 獣医療をめぐる情勢と獣医療提供体制の整備計画に関する基本方針

- ・本県の獣医療は、鳥獣の診療、衛生指導等を通じて、動物の保健衛生の向上および野生鳥獣の保護、公衆衛生の向上、また「近江牛」の生産振興をはじめとする畜産業の発展に大きな役割を担っている。
- ・産業動物分野の獣医療においては、高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫など社会的影響を及ぼす家畜伝染病が国内外で発生し、琵琶湖をかかえる本県としては、事前対応型の家畜防疫体制の充実・強化が求められている。
- ・飼育動物の保健衛生および食品の安全確保等、多様化した社会的ニーズに対応した質の高い獣医療の安定的な提供体制を整備する。

### 第2 産業動物分野および公務員分野の獣医療を提供する地域区分

- ・獣医療を提供する体制を整備するための地域区分は現在の家畜保健衛生所の所管区分（本所、北西部支所）とし、社会情勢、家畜飼養頭羽数の変化に応じ見直しを行なう。

本県における家畜の飼養頭羽数

（単位：頭・羽数）

	乳用牛	肉用牛	豚	採卵鶏	肉用鶏	馬
全 県	4,096	17,566	8,074	580,905	128,827	2,576
本 所	3,383	14,587	7,864	492,708	125,162	2,519
北西部支所	713	2,979	210	88,197	3,665	57

（注）飼養頭羽数は、平成23年家畜飼養頭羽数調査（H23.2.1現在、滋賀県調べ）

### 第3 産業動物分野および公務員分野に携わる獣医師の確保に関する目標

#### 1 獣医師の確保目標

- ・「滋賀県酪農・肉用牛生産近代化計画書」で、平成32年度の家畜飼養頭数の目標値は、現在とほぼ同程度であり、確保すべき獣医師の数は、現在の水準を維持する必要がある。
- ・家畜防疫や家畜診療業務等を適切に遂行できるよう、家畜防疫員の数、家畜飼養頭数の推移、悪性伝染病・家畜疾病の発生状況、退職者数を考慮し、適切かつ継続的な人員の確保に努めていく。

	現 在 (平成23年4月)	目 標 (平成32年度)	確保すべき人数
産業動物分野	22	22	10
公務員分野	82	82	26
農政水産部局	44	44	13
健康福祉部局	38	38	13

#### 2 獣医師の確保対策

- ・農業共済組合連合会や県機関において、臨床実習や研修の受け入れによる獣医学生支援
- ・獣医師会と連携し獣医師人材確保のためのネットワーク整備の検討
- ・女性獣医師が活躍できる就業環境への改善

#### 第4 産業動物分野および公務員分野における診療施設の整備に関する目標

##### 1 診療施設の整備状況

産業動物および公務員分野における開設主体別の診療施設 (平成23年4月現在)

	全体	滋賀県	市町	農業共済 組合連合会	農業協 同組合	法人等 団体	個人
全 県	16	4	1	2	1	1	7
本 所	12	3	0	1	1	0	7
北西部支所	4	1	1	1	0	1	0

##### 2 診療施設・機器の整備に関する目標

- ・高病原性鳥インフルエンザ・口蹄疫などの家畜伝染病の発生予防に対応するため、家畜保健衛生所は生産農場への指導・助言を行うなど、事前対応型の家畜防疫体制を確立する。
- ・病性鑑定機能および農場のサーベランス強化のため、関係機関が連携し必要な施設・機器等を計画的に整備する。

#### 第5 産業動物分野および公務員分野における獣医療関連施設の機能・業務の連携

- 1 家畜保健衛生所は、県関係部局、市町、関係機関団体および生産者等と連携し、事前対応型の家畜防疫体制を充実、強化。
- 2 予防衛生を中心とした衛生管理対策の強化ならびに農業共済組合連合会等と協力し、病性鑑定や疫学調査などサーベランス体制を強化。
- 3 診療施設・診療機器の相互利用や、機能分担・業務連携の強化。
- 4 産業動物の獣医療に携わる機関・団体が有する臨床データの提供および共有。
- 5 獣医系ならびに自然科学系大学や民間研究機関との連携を促進。

#### 第6 獣医療に関する技術の向上

- 1 産業動物分野：獣医師会と連携し、講習会への参加、技術研修会の開催等を支援。
- 2 公務員分野：国等が主催する家畜衛生や公衆衛生、畜産関係分野に関する講習会へ積極的に参加、家畜防疫員等を対象とした技術研修会を開催、獣医系大学や国の研究機関等との共同研究への積極的な取り組み。
- 3 小動物分野：獣医師会と連携し、小動物の飼育者に対するインフォームド・コンセントの徹底ならびに獣医療に関する法令の遵守を周知。
- 4 生涯教育：診療に携わる獣医師の各種研修・講習会、学会等への参加。

#### 第7 その他獣医療を提供する体制の整備に関する必要な事項

- 1 社会的ニーズにあった獣医療水準の把握および監視指導體制の強化。
- 2 飼養衛生管理基準の遵守、食品の安全の確保等に関する知識の普及啓発、人と動物が共生できる社会づくり推進。
- 3 獣医療の役割等に関する広報活動により県民の理解を深める。